別紙2

住宅・土地統計調査規則の一部を改正する省令案　新旧対照条文

○住宅・土地統計調査規則（昭和五十七年総理府令第四十一号）抄

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（調査の対象） 第五条　住宅・土地統計調査は、第十二条第一項の規定により設定された単位区のうち総務大臣が指定する単位区（以下「調査単位区」という。）内に調査時に現存する住宅等及びこれらに居住している世帯（住宅以外で人が居住する建物（国勢調査令第二条第一項第一号に規定する施設及び同項第二号に規定する病院又は診療所を除く。）及びこれに居住している世帯については、居住した期間及び居住しようとする期間を通算した期間が三月以上にわたる世帯が存する建物及び当該世帯に限る。以下同じ。）のうちから総務大臣の定める方法により市町村長が選定したものについて行う。ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住している世帯については、この限りでない。 一～八　（略） （調査事項等） 第六条　住宅・土地統計調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、次に掲げる事項を調査する。 一　（略） 二　住宅に関する事項 イ～ホ　（略） ヘ　建物内総住宅数 ト　建築時期	（調査の対象） 第五条　住宅・土地統計調査は、第十条第一項の規定により設定された単位区のうち総務大臣が指定する単位区（以下「調査単位区」という。）内に調査時に現存する住宅等及びこれらに居住している世帯（住宅以外で人が居住する建物（国勢調査令第二条第一項第一号に規定する施設及び同項第二号に規定する病院又は診療所を除く。）及びこれに居住している世帯については、居住した期間及び居住しようとする期間を通算した期間が三月以上にわたる世帯が存する建物及び当該世帯に限る。以下同じ。）のうちから総務大臣の定める方法により市町村長が選定したものについて行う。ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住している世帯については、この限りでない。 一～八　（略） （調査事項等） 第六条　住宅・土地統計調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、次に掲げる事項を調査する。 一　（略） 二　住宅に関する事項 イ～ホ　（略） ヘ　建築時期

チ　床面積
リ　建築面積
ヌ　家賃又は間代に関する事項
ル　設備に関する事項
ヲ　増改築及び改修工事に関する事項
ワ　世帯の存しない住宅の種別
三　（略）
四　家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項
イ・ロ　（略）
ハ　東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による転居に関する事項
ニ　現住居に入居した時期
ホ　前住居に関する事項
ヘ　子に関する事項
五・六　（略）
2　（略）
（調査の方法及び期間）
第十三条　（略）
2　調査員又は民間事業者等は、世帯員の不在等の事由により、前項に規定する方法による調査を行うことができないときは、第六条第一項第一号ハ、同項第二号イからヘまで及びリ、同項第三号イからハまで並びに同項第五号に掲げる事項を当該世帯の世帯員以外の者に質問することにより調査することができる。
3　調査員又は民間事業者等は、世帯の存しない住宅については、第六条第一項第一号ハ、同項第二号イからヘまで、リ及びワ並びに同項第五号に掲げる事項を当該住宅を管理する者その他の者に質問することにより調査するものとする。

ト　床面積
チ　建築面積
リ　家賃又は間代に関する事項
ヌ　設備に関する事項
ル　増改築及び改修工事に関する事項
ヲ　世帯の存しない住宅の種別
三　（略）
四　家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項
イ・ロ　（略）
ハ　現住居に入居した時期
ニ　前住居に関する事項
ホ　別世帯の子に関する事項
五・六　（略）
2　（略）
（調査の方法及び期間）
第十三条　（略）
2　調査員又は民間事業者等は、世帯員の不在等の事由により、前項に規定する方法による調査を行うことができないときは、第六条第一項第一号ハ、同項第二号イからホまで及びチ、同項第三号イからハまで並びに同項第五号に掲げる事項を当該世帯の世帯員以外の者に質問することにより調査することができる。
3　調査員又は民間事業者等は、世帯の存しない住宅については、第六条第一項第一号ハ、同項第二号イからホまで、チ及びヲ並びに同項第五号に掲げる事項を当該住宅を管理する者その他の者に質問することにより調査するものとする。

4　前三項の規定による調査は、実施年の九月二十三日から翌月二十四日までの間において行う。 （立入検査等） 第十五条　調査員又は市町村長が統計法施行令別表第一備考第三号の規定により調査票の配布・取集等に関する事務を民間事業者に委託して行う場合の当該市町村の職員（次項において「特例市町村の職員」という。）は、法第十五条第一項の規定により、第六条第一項第一号ハ並びに同項第二号イ、ロ、チ及びリに掲げる事項について立入検査等を行うことができる。 2　（略）	4　前三項の規定による調査は、実施年の九月二十三日から翌月十五日までの間において行う。 （立入検査等） 第十五条　調査員又は市町村長が統計法施行令別表第一備考第三号の規定により調査票の配布・取集等に関する事務を民間事業者に委託して行う場合の当該市町村の職員（次項において「特例市町村の職員」という。）は、法第十五条第一項の規定により、第六条第一項第一号ハ並びに同項第二号イ、ロ、ト及びチに掲げる事項について立入検査等を行うことができる。 2　（略）